

1. 件名：日本原燃株式会社再処理施設における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失に係る面談（6）

2. 日時：令和4年9月8日（木）13時30分～15時20分

3. 場所：原子力規制庁 2階打ち合わせスペース（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

核燃料施設等監視部門

伊藤（博）統括監視指導官、平野主任監視指導官、

福永原子力運転検査官、赤石行政事務研修員

専門検査部門

館内上席原子力専門検査官

長官官房 技術基盤グループ システム安全研究部門

山口技術研究調査官、久保田技術参与

六ヶ所原子力規制事務所

皆川原子力運転検査官、山神原子力運転検査官

日本原燃株式会社

再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 他5名

5. 要旨

（1）日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）から、9月5日に提出された事故故障等の報告事象に係る原因と対策の補正について、資料に基づき、説明があった。

（2）原子力規制庁から、説明があった内容について、主に以下の確認を行った。

- ・法令報告事象の安全上の影響に関して、報告書の安全性の評価に記載されている供給液槽の安全冷却機能喪失時の沸騰時間などの算出について、評価に用いた入力（貯槽の密度や容器表面熱伝達係数など）の根拠や評価モデルの妥当性などを確認したところ、原燃から評価に用いた根拠などを取りまとめたうえ、改めて説明する旨回答があった。
- ・是正措置に関して、施錠管理する弁の対象を確認したところ、原燃から、安全蒸気系を除き、安全機能に影響を与えうる現場で手動操作可能な弁が施錠管理の対象である旨回答があった。

- ・また、弁の施錠管理によって、事故やトラブルが発生した時の対応に与える影響などを確認したところ、原燃から、弁を施錠管理することにより、事故やトラブルに対応するための時間の増加が考えられるが、新規制基準の審査において示した重大事故等対処については所要時間に納まる見込みであり、今後、詳細について検証する旨回答があった。
- ・さらに、弁の系列や番号の識別表示の対策の実効性又は信頼性をどのように担保しているのかを確認したところ、原燃から協力会社の作業員などに弁の識別に関するアンケートを実施しており、アンケートの結果がまとめ次第、説明する旨回答があった。

(3) その他、原子力規制庁から、夏季期間における作業員に対する配慮などの原燃における対応状況について確認したところ、気温のチェックや熱中症予防のための水分・塩分補給の注意喚起等を行っている旨回答があった。

6. その他

資料 再処理工場 高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失に対する対策検討

参考

再処理工場 高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失について（報告）

<https://www.nsr.go.jp/data/000398676.pdf>

再処理工場 高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失について（補正）

<https://www.nra.go.jp/data/000403121.pdf>

令和4年8月5日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000400884.pdf>

令和4年8月16日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000401481.pdf>

令和4年8月23日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000402142.pdf>

令和4年8月30日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000403136.pdf>